

令和4年1月17日

各位

大瀨村役場 福祉保健課

大瀨村発注工事の質問事項について

下記工事について質問のあった事項について次のとおり回答いたしましたのでお知らせいたします。

工事名：ひだまり苑非常用発電機設置工事

質問要旨	<ol style="list-style-type: none">1. 工期は令和4年3月25日までとなっておりますが、公告の11その他(3)に工期は事情により変更することがあるとなっておりますので、工期延長が可能と考えてよろしいでしょうか。また、可能だとするとどの程度の工期延長を考えていますか。(他、同様の質問1件)2. 屋上キュービクル下部及び幹線ケーブル敷設ルート部に天井解体補修エリアがあります。天井解体補修期間中、対象エリアに設置される照明器具(主にダウンライト)は仮吊り等により点灯可能な状態にすると考えてよろしいでしょうか。3. 切替盤から各分電盤間の幹線ケーブル敷設ルートに、排水側溝の下部を推進工法で施工する範囲があります。推進工法施工範囲の付近に既設の雨水桝や汚水桝等が設置されているため、幹線ケーブル敷設ルートを変更の上、排水側溝の1ブロック分のみ解体・復旧する方法を推奨しますが、変更の可否についてご指示願います。4. 非常用発電機から油庫間の基礎ベースコンクリート上露出配管部について、積雪を考慮し配管保護カバーを取り付けると考えてよろしいでしょうか。5. 工期が逼迫しているため、非常用発電機及び盤の工場検査、非常用発電機の現地負荷試験は実施しないと考えてよろしいでしょうか。6. 非常用発電機設置予定位置付近の除雪作業は、別途と考えてよろしいでしょうか。
------	---

回 答	<ol style="list-style-type: none">1. 工期は、令和4年3月25日までとなっています。なお、事情により公告の11その他(3)に該当した場合は協議します。2. 基本的に、照明器具のない部分を天井解体補修をすることを考えています。3. 現場の状況にあわせ、ルートや施工方法を検討していただいて構いません。4. 現場に合わせて適切な工法で施工してください。5. 現地負荷試験は、実施します。6. 工事に関する部分は、受注者が行うものと考えています。
-----	---